

2018年度 日外協 定時社員総会

一般社団法人 日本在外企業協会（日外協）は6月13日（水）、日本工業倶楽部会館で2018年度定時社員総会を開催した。

これには、会員企業・団体の代表が参加。2018年度事業計画などについての報告が行われ承認された。



総会議事



特別講演会



会員交流会

最初に挨拶に立った日外協・伊藤雅俊会長(味の素(株)会長)は、来賓および出席者に謝意を表すとともに、グローバルな経営環境が急速に変化する中であって、日外協として会員企業のために活動の質の向上に努め、新たなお役立ちを果たしていきたいと抱負を述べた。

続いて、経済産業省貿易経済協力局の小泉秀親投資促進課長が来賓として挨拶。日本企業の多くが新たな成長戦略として位置付ける海外 M&A に言及。同省が実施した調査研究から、周到な準備、戦略性など成功するためのポイントについて紹介した。

議事に移り、2017(平成 29)年度事業報告・決算報告、および 2018(平成 30)年度事業計画・収支予算についての報告が行われ、理事改選と共に承認され閉会。

総会終了後には特別講演会が行われ、キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 宮家邦彦氏が「日本を取り巻く地政学リスク」と題して、総会前日の6月12日にシンガポールで行われた米朝首脳会談について独自の分析に基づき解説。講演後も活発な質疑応答が交わされた。

* 2018年度事業計画の詳細は日外協サイトにて「日外協の概要」内の「情報公開」に全文掲載

来賓挨拶

変化の波と新たな課題に向かって

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課長 小泉秀親氏



日本企業を巡る進出先国の状況や国際情勢は大きく、かつ目まぐるしく変わっており、それに応じて日本企業が直面する課題も変わってきている。

もはや死語だと思われていた「貿易摩擦」という言葉が再び脚光を浴び、日常的に紙面に登場するというようなことも起こっている。また、政治の世界では米朝首脳会談など、1年前、半年前には想像もつかなかったような事態が、ごく当たり前のように起こる時代になりつつある。

こういった時代の変化の波や、それに伴い新たな課題が生じる中で、貴協会に期待される役割、果たすべき役割というのはますます重要性が高まっている。特に、会員企業が直面する課題に対し、機関誌や各種セミナー等

を通じ、実践的なサポートを提供していくということは非常に重要だと考える。

経済産業省では昨年夏から「我が国企業による海外 M&A 研究会」というものを立ち上げ、日本企業が海外の企業を買収するいわゆる In-Out M&A について、企業ヒアリング等をはじめ研究を行ってきた。

海外 M&A は、うまく使えばオーガニックな成長では到底実現できないような非連続的な成長、不可能を可能にすることができる、新たなグローバル競争時代を生き残る切り札と言っても過言ではない。

詳細は報告書が出ているので、ぜひ一度お目通しいただき、参考にいただければ幸いです。 ■

会長挨拶

会員企業の皆様と共に学びながら



一般社団法人 日本在外企業協会
会長 伊藤雅俊
(味の素(株) 会長)

当協会の活動が、経済産業省をはじめとする関係官庁からのご指導と、会員の皆様のご支援に支えられて、1974年の設立から44年間滞りなく活動を継続できておりますこと、皆様に重ねて御礼申し上げます。

さて、当協会の第1回設立総会は74年7月18日、今日と同じ日本工業倶楽部会館で、梅雨空のもと開催されました。当時は日本企業の海外投資の黎明期であると同時に、海外投資に関するモラルが問われていた時代でもありました。

日本企業による秩序のない海外進出は、現地での経済的なナショナリズムに火をつけ、激しい反日運動に発展しました。この教訓をもとに、受入国との共存共栄を重要視し、グローバル化の推進を図ることが当協会設立の目的でした。

昨今、我々を取り巻く環境は大きく変化してきています。設立当時に比べてグローバル化が大きく進展して世界経済の成長に貢献し、企業業績も改善、人々の生活も豊かになっています。

一方、グローバル化の流れは国や人々の格差、経済発展の偏りを生み、自国主義や保護主義が一部の国で叫ばれるようになるなど、政治・社会的リスクは、世界規模で高まっていると言っていいでしょう。

1年前の総会場で、会長就任の挨拶の中でも申し上げましたが、グローバル化推進の課題が構造的に噴出し、世の中が複雑化している中で、地球規模の社会問題の解決に向けて、企業が先頭に立って適切に対応していくことの重要性がますます大きくなってきてい

ます。44年前にグローバル化推進のために設立された当協会ですが、今後はグローバル化の負の部分が生んだ諸課題にも的確に対応することが重要な役割になってきます。

ここで少し当協会の活動について触れたいと思います。

海外安全・危機管理、海外事業運営、グローバル人材育成、現地労働問題、海外・帰国子女の教育等に関するセミナーや研究会について、2017年度は計画通り実施いたしました。

今後は、プラットフォームの提供だけでなく、それぞれの活動の質の向上を目指してまいります。

また、政府への提言では、社会保険料の二重払いという企業の負担を軽減するために、二国間の社会保障協定締結に向けて、経団連、日本貿易会と連携して積極的に政府への働きかけを継続し、現在までに17カ国との協定を発効させており、交渉中の国は8カ国となっております。

さらに、海外子女教育の拡充によるグローバル人材の育成に関する要望についても、継続的に政府への働きかけを進めており、日本人学校の安全対策の改善などで成果がみられています。

当協会はこのような変動の時代の中、会員企業の皆様と共に学びながら、日本を起点とする企業のグローバル化のさらなる推進への支援に努めるとともに、グローバル化の負の部分にもしっかりと目を向け、わが国企業の健全な海外展開の拡大に貢献していきたいと考えております。 ■

2018年度 事業計画の概要

予算大綱方針

2018年度は、下記を課題と捉え、事業計画／予算を策定する。

- (1) 会員企業のニーズに合った企画の充実
- (2) 関西・中部地区での活動の活性化
- (3) 事務所改修
- (4) メリハリのある予算

各部の予算策定事業方針

◎業務部

会員ニーズと事業目的に合致した活動の強化。

- ①政府への建議・提言：二国間社会保障協定締結や海外子女教育・帰国子女教育を促進する新規提言の検討、ならびにそのための調査活動の強化。日本政府のグローバル化支援と会員企業のニーズを結びつける活動の強化。
- ②『海外派遣者ハンドブック』発行：「中国実用ノウハウ事例集上・下」は麗澤大学客員教授の三瀧正道主査の下、大幅改訂。10月発行予定。発行後は記念講演会（東京、関西、中部）実施。
- ③講演会：アジアシリーズ、中国シリーズ、国別・テーマ別講演会
- ④他団体との共催・後援セミナー、後援事業
- ⑤国際人事部会（講演会）
- ⑥グループ研究会：東京、関西各1グループ
- ⑦グローバル経営推進フォーラム
- ⑧日本語スピーチ・コンテスト優秀者招聘事業
- ⑨その他：「日系企業における経営のグローバル化に関するアンケート」調査の実施、「海外派遣者適性診断ツール（WEA）」の普及促進。

◎海外安全センター

海外安全・危機管理に関する事業を継続。海外安全グループ研究会、海外安全部会等による会員満足度の向上を図る。他団体との共催・後援セミナー等により非会員、中堅・中小企業の海外安全・危機管理の啓発ならびに会員獲得に努める。緊急時の各社対応に関する情報発信を増やす。

- ①講演会：海外安全講演会、危機管理産業展（東京ビッグサイト協賛・企画協力）
- ②セミナー：海外赴任前セミナー、シミュレーションセミナーほか、他団体との協力・後援
- ③海外安全部会（講演会）：事例中心、うち1回

は外務省領事局担当者を囲んでの賀詞交換会

- ④海外安全グループ研究会：東京第3グループを新設。東京3、関西、中部各1の計5グループで活動。
- ⑤海外安全・危機管理認定試験（管理者試験2回、責任者試験1回実施予定）：テロの形態や治安情勢の変化に伴うテキスト・問題集の全面見直し、講義内容の見直しを実施。
- ⑥メールマガジン「海外安全センター・プレティン」の発行（毎月）
- ⑦海外安全アドバイザー事業
- ⑧緊急事態対応情報の収集・提供

◎広報部

グローバル経営に役立つ知見を会員企業・読者に提供、日外協の活動を会員企業・読者に知らせる。

- ①『月刊グローバル経営』発行：デザイン・レイアウト・記事の中身の不断の見直しにより独自性のある充実した誌面づくりを目指す。
 - ・リードタイム短縮によるタイムリーな内容
 - ・日外協の活動内容紹介の充実
 - ・一部カラー化
- ②日外協WEBサイトの運営・管理：
 - ・会員企業が使いやすいサイトの構築
 - ・コンテンツの拡充（講演会抄録の短縮版の一般公開など）
 - ・発信力強化に向けたプロジェクト始動
- ③対外広報活動・その他：メディアからの問い合わせ・取材依頼への積極的対応、タイムリーなプレスリリース、広告契約受注増への努力など。

◎総務部

- ①協会主要行事の円滑な開催：定時社員総会、理事会、監事会、企画委員会、会計監査など。
- ②予算管理：管理予算と事業予算の厳格な管理を実施し、協会としての予算厳守を徹底。
- ③経理処理：正確かつ迅速な処理を実施。
- ④会費収入：新規入会、並びに過去の退会企業の再入会活動に注力すると共に、既会員の増口で会費収入の増加を目指す。
- ⑤事務所改修：大幅なレイアウトの変更により、セミナー室や執務室の環境の改善を図る。
- ⑥就業規則他諸規程の一部改定と確実な運用
- ⑦働き方改革：業務の効率化と有給休暇消化率の改善に向けた施策。

一般社団法人 日本在外企業協会 役員 (敬称略)

【正・副会長】 (*は新任)



会長 (代表理事)
伊藤 雅俊
(味の素株) 会長



副会長・理事
川名 浩一
(日揮株) 副会長

【理事】 =法人名、五十音順 (*は新任)

瀬尾 明洋 (株)IH I	理事 経営企画部 部長
湯山 空樹 旭硝子(株)	人事部 人事戦略統括担当部長
松澤 巧 味の素(株)	執行役員 人事部長
大森 祥資 王子マネジメントオフィス(株)	グループ人事本部 人事業務企画部長
松井 明雄 花王(株)	人財開発部門副統括
壬生 和幸 川崎重工業(株)	マーケティング本部 企画部長
茂木 修 キッコーマン(株)	取締役常務執行役員 国際事業本部部長
田島信二郎 キヤノン(株)	人事部 人事統括センター 人事部 コーポレート人事担当主席
岡田 正俊 帝人(株)	人事部長
*越智 勉 (株)東芝	人事・総務部 総務企画室 総務担当 グループ長
中川 淳一 本田技研工業(株)	渉外部 担当部長
*鹿島 浩二 丸紅(株)	人事部長
*竹増 喜明 三井物産(株)	執行役員 人事総務部長
稲田 佳昭 日本在外企業協会	専務理事 (業務執行理事)
三本木 淳 日本在外企業協会	常務理事 (業務執行理事)

(以上 17 名)

【監事】

*吉田 猛 (株)資生堂 常勤監査役

*太田 敦 (株)三井住友銀行 国際統括部 副部長

(注：役職は2018年6月15日現在)

企業グローバル行動指針（抄録）

前文

企業は、その活動する国や地域の法律を順守するだけでなく、国際的に宣言された基準にしたがって、人権尊重、労働者保護、環境保護、腐敗防止などに努めなければならないという考え方が一般化しており（国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針など）、このような国際的な要請に適切に対応できない企業は大きなリスクを抱え込むことになる。

他方、世界的に企業の社会的責任の重要性が増している中で、わが国には「三方よし——売ってよし、買ってよし、世間よし」という言葉にみられるような企業を社会の公器と考える商人哲学が古くから存在するとともに、自然を人間社会と対置してとらえるのではなく、自然との共生を図るといった国民性もある。これらは、わが国企業に内在する行動原理として有効に機能しうるものである。

基本的姿勢

- 企業は、本「行動指針」を参照し、各社の事業、業態、規模、進出先などを考慮に入れた「具体的な行動指針」を制定されたい。既に「具体的な行動指針」を策定している企業は、今後の改訂作業の中で、本「行動指針」の考えを反映させるよう、検討・配慮されたい。
- 企業は、「具体的な行動指針」の制定と併せ、その実効性を確保するための内部管理体制の整備に努めなければならない。その際、留意すべき事項は次のとおりである。
 - 行動指針の順守が海外における企業活動の基本となる旨を、経営者が明確に宣言すること。
 - 行動指針の実践にあたっては、リスクに応じた取り組みを進めるとともに、効果を検証しながら、リスク管理の精度をあげていくこと。

I. 人権

【行動指針】

- 企業は、国際的に宣言された人権を尊重した事業活動を行わなければならない。
- 企業は、自らの事業活動が、人権侵害への加担・助長につながることはないよう努めなければならない。

【行動指針に関する解説】

- 企業は、相手国の国民に尊敬の念をもち、人権を尊重した事業活動を実行することによって、相手国における人権擁護の促進を実現することができる。人権保障は、本来国家の責務であるが、必ずしも人権が十分に保障されているとは言えない国家も存在する。こうした国家においては、企業は、より明確に自らの社会的責任として、人権をめぐる社会状況の改善・向上に寄与することが求められる。特に現地法と国際規範が相対立する場合には、「人権尊重・人権擁護に関する基本原則」などの規範を優先することが期待されている。

II. 労働

【行動指針】

- 企業は、労働者保護に努めなければならない。

【行動指針に関する解説】

- 企業が、労働者を単なる事業経営上の手段、コストと捉えることは、搾取の容認につながり、進出国社会の貧困を固定化し、その成長を阻害する。したがって、企業は、労働者を幸

福追求権をもつ主体的存在と認め、企業活動に不可欠なパートナーと位置づけるべきである。

III. 環境

【行動指針】

- 企業は、環境を破壊しないように予防的措置を講じなければならない。
- 企業は、環境に優しい技術の開発と普及に努める。

【行動指針に関する解説】

- 地球環境は壊れやすく、環境破壊は人類にとって取り返しのつかない損害を与える場合がある。破壊された環境の回復が可能な場合であっても、これには膨大なコストと時間を要し、企業、国家、自治体、地域、国際社会にとって大きな負担となる上に、企業イメージに重大なダメージを与える。また、いったん環境破壊が発生した後にその回復のために要する費用は、その予防に要する費用をはるかに上回る。したがって、企業は、環境問題に予防的アプローチで取り組むべきである。

IV. 腐敗防止

【行動指針】

- 企業は、その従業員やエージェントによる如何なる贈収賄などの腐敗行為も許してはならない。

【行動指針に関する解説】

- 金銭の多寡にかかわらず、企業が外国政府公務員に不正な利益を提供すれば、それは、相手国政府を国民に仕えるサーバンantではなく、国民を搾取するマスターに育てあげてしまう。「賄賂をもらわなければ、仕事をしない」という官僚を大量に作り出すことは、法の統治を破壊し、相手国の持続的發展を阻むことになる。
- 策定した内規を定着・機能させるため、経営者は、これに自ら取り組む姿勢を明確にしなければならない。かけ声だけでなく、事業部門やプロジェクト毎に贈賄リスクを評価し、それを踏まえた教育訓練を実施するなど、実際のアクションを通じて、全社員・スタッフに経営者の本気度を伝えなければならない。

V. 反競争的行為

【行動指針】

- 企業は、公正な競争を妨げる行為、特に市場価格に影響を及ぼすような調整行為に加担してはならない。

【行動指針に関する解説】

- 市場は、企業間の自由な競争を促すことで、社会や国家を潤す。それは、企業が自由な発想で経営資源を駆使し、より良い製品やサービスを取引先や消費者に提供するからである。しかし、影響力のある企業が、価格操作などの反競争的行為（特にハードコア・カルテル）に走れば、市場が生み出すはずの利益は失われ、さらには富や所得の配分に係わる正義まで歪められてしまう。
- 策定したマニュアルを定着・機能させるには、経営者自らがリーダーシップを発揮し、特にハードコア・カルテルの防止については一切妥協しない姿勢を全役員・社員に示す必要がある。

＜制定日：2014（平成26）年7月18日＞

※「企業グローバル行動指針」の全文は日外協サイト参照
<https://www.joea.or.jp/summary/guidelines>